平成２２年（フ）第６１８号
広島県東広島市西条町御薗宇722番地７
債務者　澤田　良春
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４３号
広島県大竹市西栄２丁目７番10号
債務者　大和田　努
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４９号
広島市中区中町２番14―207号　中川共栄ビル
債務者　田中美千子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７６号
広島市西区庚午北２丁目16番14―203号
債務者　録田　如水
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９２号
広島県安芸郡府中町緑ヶ丘20番20号
債務者　池本　　隆
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９８号
広島県安芸郡府中町八幡２丁目13番４号　サンビル西本201
債務者　今井　　努
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１１号
広島市東区温品３丁目２番20号
債務者　元永　龍一
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２３号
広島市佐伯区坪井１丁目５番33―306号
債務者　石橋　則和
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３２号
広島市中区宝町４番29―404号　第１小林ビル
債務者　空　　輝
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３６号
広島県東広島市西条町御薗宇4531番地県営御薗宇住宅１―201号
債務者　茶木　政義
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３９号
広島市西区草津本町７番１号
債務者　守下　理絵
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４２号
広島県広島市安佐北区落合南９丁目７番６―５号
債務者　山田　　隆
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３号
福岡県嘉麻市下山田585番地
債務者　鈴木　勝実
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第７４号
福岡県嘉麻市下山田585番地
債務者　鈴木　朋枝
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１０号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多177番地の７
債務者　田村　幸司
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３８号
福岡県直方市大字下新入323番地１
債務者　児玉　博光
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第５７号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多462番地の14
債務者　上野　　守
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所直方支部